

申請に対する処分

処分名	高齢者等住宅改造推進事業利用の決定
根拠法令	奄美市高齢者等住宅改造推進事業実施要領
所管課	高齢者福祉課

1 審査基準

(1) 申請を行うことができる人

事業の助成対象世帯は、ア又はイのいずれかに該当し、かつ、ウ及びエのいずれにも該当する世帯

ア 介護保険の要介護認定において要支援又は要介護の認定を受けた者が属する世帯

イ 身体障害者手帳の交付を受けている者であって、障害等級1級又は2級のものの属する世帯

ウ 生計中心者の前年の課税所得金額が330万円以下の世帯

エ 原則として、この事業による助成を受けたことがない世帯

(2) 申請の方法

高齢者等住宅改造推進事業助成金交付申請書に次の書類を添付し申請する。

ア 見積書の写し

イ 改造箇所の図面及び現況写真

ウ 生計中心者の前年の課税所得金額を証明する書類

エ 住宅改造に係る家主の承諾書（借家又は借間の改造を行う場合のみ）

オ 身体障害者にあつては、身体障害者手帳の写し

(3) 許認可等の要件

上記(1)の要件に該当している人

2 標準処理時間

30日